

✚ 貨物概要

チョコレートチップ、乳脂肪、砂糖及び無脂乳等から成るアイスクリームを真空凍結乾燥したもので、乾燥状態におけるミルクの天然の組成分の含有量が 39% のもの

性状：乾燥固形物

包装：19 g ／袋

✚ 分類

関税率表第 1901.90 号－１－(1)－A（統計番号 1901.90-132）の第 04.01 項から 04.04 項までの物品の調製食料品

✚ 分類理由

関税率表第 2105.00 号のアイスクリームには、国内分類例規第 2105.00 号の「1. アイスクリーム」により、「生乳、牛乳もしくは特別牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工し、又は主要原料としたものを凍結させたもののうち、乳固形分が 3.0% 以上を含むもの（発酵乳を除く。）」を分類しております。

本品は、アイスクリームを乾燥したものであり、凍結した状態のものではないことから、関税率表第 21.05 項のアイスクリームには分類されません。

本品は、本質的な構成成分にしたがって所属が決定されるものであり、ミルク調製品と認められることから、第 04.01 項から 04.04 項までの物品の調製食料品として、上記のとおり分類されます。なお、本品は、チョコレートチップを含有しますが、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の 5 % 未満のものに限ります。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全

部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）